

上島町消防だより

文化財防火デーについて

毎年1月26日は「文化財防火デー」です。

これは昭和24年1月26日に、法隆寺の金堂が炎上、壁画が焼損したことを契機としています。

この事件は国民に強い衝撃を与え、火災等の災害による文化財保護の危機を深く憂慮する世論が高まり、翌年の昭和25年に文化財保護の統括的法律として文化財保護法が制定されました。



その後、昭和29年11月3日に法隆寺金堂の修理事業が竣工し、それに伴い文化財保護行政も確立され、文化財保護思想の一層の強化徹底を図るために普及啓発事業が行われるようになりました。

その一環として、法隆寺金堂の焼損した日であること、また、1月から2月が1年の内で最も火災が発生しやすい時期であること等から、昭和30年1月26日に「文化財防火デー」が制定されました。

協力して防災訓練等の文化財防火運動が展開されています。

上島町においても、弓削地区の定光寺や岩城地区の祥雲寺等において消防団や町民の方々と合同で文化財防火訓練を実施しています。



▲弓削地区 定光寺



▲岩城地区 祥雲寺

▼岩城地区防災訓練風景



署内救急訓練実施

消防署では、救急及び救助に関する技術向上を目的として署内での訓練会を定期的に行っています。

今回は、12月12日に救急訓練を行いました。今年度、救急課程を修了した若い職員による救急シミュレーションを実施し、消防学校での研修の成果を披露しました。

その後、症例検討会を行い、今年の救急症例に関する救急処置及び判断等が適切であったか、また、早急な処置が行えたことや改善すべき点について活発な意見を出しあい、今後の救急活動へ生かせる検討会となりました。



▲外傷観察実施中

▼心肺蘇生法実施中



火の用心！

火災に注意しましょう

寒さも厳しくなり、暖房器具等を使用する機会が自然と多くなります。昨年11月には、岩城、生名で火災が連続して発生しています。

特に今の時期は空気が乾燥し、火災の起こりやすい気象状態となっています。たき火、暖房器具、天ぷら油等、火の取扱いは十分注意し、火災を起こさないようにしましょう。また、お出かけ前、お休み前にもう一度火の元の点検をしましょう。



平成18年の出動件数

	火災	救急
12月	0	52
前年12月	1	46
前年比	-1	+6
18年累計	5	457

平成18年12月31日現在

火災・救急 119

消防本部 77-3166
消防署 77-4118

自分の身体は自分で守る！自分たちの手で地域を守る！ 弓削地区全域に自主防災会が結成されました

弓削地区の佐島区、上弓削区に続き、平成18年12月7日に下弓削区役員会で自主防災会規約が承認され、これで弓削3地区全てに自主防災会が結成されました。

これにより上島町の自主防災組織結成率は、平成18年12月現在で43.2%となりましたが、今後も町内100%結成を目指し、自主防災組織の結成を推進していきますので、皆さんのご協力をお願いします。

今世紀前半に発生が予測されている東南海・南海地震のような大災害に備えるためにも、自助・互助・協働のしくみである自主防災組織は不可欠です。「自分の身体は自分で守る。自分たちの手で地域を守る。」を原則として住民の皆さんの手で「災害に強いまちづくり」を実現しましょう。



(写真左から)

宮川消防長、佐島区自主防災会長：奥河光政氏

下弓削区自主防災会長：村瀬忍氏、上弓削区自主防災会長：土居計彦氏

2月25日(日)に町総合防災訓練を実施します!!

昨年11月に雨天中止となりました町総合防災訓練を2月25日(日)に実施します。当日は9時30分に非常サイレンを吹鳴し、避難勧告等の訓練放送を行いますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

気象庁から「緊急地震速報」についてお知らせ

「緊急地震速報」は、震源に近い観測点で地震を検知し、直ちに震源や地震の規模(マグニチュード)、各地の震度などを推定し、大きな揺れが迫っていることをお知らせすることを目指す情報です。この情報を聞いて、大きな揺れが始まる前に防災行動をとることにより、地震被害の軽減が期待されます。しかし、緊急地震速報には、情報の提供から大きな揺れが始まるまでは長い場合でも数十秒程度であり、①震源に近いところでは、情報の提供が主要動の到達に間に合わない場合がある、②震源、マグニチュード、震度等の推定の精度が十分でない場合がある、③まれではあるが、ノイズ(雷や事故など)により誤報が発信されるおそれがある、などの技術的な限界があります。気象庁では、これらの限界を踏まえて緊急地震速報が地震被害の軽減に有効に活用されるよう提供開始に向けた準備を進めています。

なお、緊急地震速報の詳細については、気象庁ホームページ(<http://www.jma.go.jp>)をご覧ください。本件についての問い合わせ 松山地方気象台防災業務課(TEL 089-933-3610)

『愛』あるブランド の認定について

えひめ愛フード推進機構では、愛媛の農林水産物の統一キャッチフレーズ「愛媛産には愛がある」を基本コンセプトとし、安全・安心で、品質に優れた県産農林水産物の上級品を、生産者が「愛」を込めて創った産品(ブランド産品)として認定しています。

昨年末、(株)いわぎ物産センターの申請により審査を受けていました「青いレモン」が認定されました。

消費者、小売業者、食品関係者等からより一層高い評価を得られ、好んで選ばれるようなイメージと価値を生み出すブランド品として販売されることを期待しています。

他にブランド認定を受けたい産品がありましたら、岩城総合支所産業振興課までお問合せください。

TEL 089 7175-2500



「愛あるブランド」に認定された
青いレモン